
職業能力開発施設における新型コロナウイルス感染症 予防に向けた具体的な対策について（ガイドライン）

令和3年5月20日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

はじめに

新型コロナウイルス感染症対策については、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部や厚生労働省から生活面を中心に広く公表されているところであり、これらに基づき各施設においても必要な対策を行っているところですが、施設において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合には、感染拡大防止の観点から、訓練を休止せざるを得ない事態が十分に想定されます。

施設内における職業訓練サービスを想定した新型コロナウイルス感染症への具体的な対策については、令和2年6月1日に取りまとめて通知したところですが、感染者及び感染疑いの者が発生した場合の取扱いや、施設において取り組んでいる感染防止対策の事例等について改めて本紙に整理しましたので、各施設における対策をより一層高めていただくようお願いします。

なお、掲載している対策については、取組の参考事例となるため、施設毎の事情に合わせて工夫していただくようお願いします。

※本紙の記載内容は、あくまで作成時点のものであるため、個々のケースや後の状況により変更されることがあることにご留意ください。

令和3年5月20日
求職者支援訓練部
公共職業訓練部

改訂履歴

令和2年6月 1日 初版発行
令和3年5月20日 第2版発行

1 基本的な考え方

各施設においては、感染防止対策の取組が社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けるための適切な環境の保持や手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策を着実に取り組んでいくこととします。

2 施設管理上の予防措置

ここでは、施設利用者が利用する本館入口、教室、休憩室、トイレ、職員が事務業務を行う事務室等における新型コロナウイルス感染症対策について紹介します。

○ 本館入口

- ・ 消毒液を備え付ける
- ・ 消毒方法を掲示する
- ・ 電灯スイッチ、共用設備等の定期的な消毒を行う
- ・ 非接触式体温計、来所者記録簿等を整備し、来訪者に検温を行う
- ・ 感染拡大防止の取組を掲示する（職員のマスク着用、定期的な換気の実施、定期的なアルコール消毒の実施等）

【本館入口の足踏み式消毒液スタンド設置例】



【来訪者向け非接触式体温計・記入票の整備例】



▲金属加工技術科で作成

【来訪者向け非接触式体温計の設置例】



【感染拡大防止の取組ポスターの掲示例】



▲感染拡大防止の取組ポスター

○ 教室

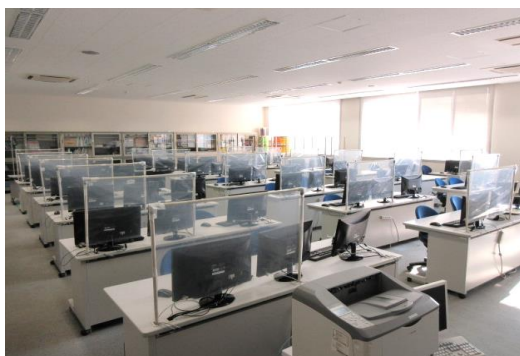
- ・ 2方向の窓を開ける等、換気を徹底する
- ・ 消毒液を備え付ける
- ・ 消毒方法を掲示する
- ・ ドアノブ、電灯スイッチ、共用設備等の定期的な消毒を行う
- ・ 可能な限り間隔を空けた椅子及び机のレイアウト変更を行う
- ・ 訓練に支障がないようパーテーション（アクリルパネル等）を設置する

【教室のレイアウト変更例】



◀2人で使用していた机を一人で使用するよう座席を間引き、訓練中のソーシャルディスタンスを確保

【教室のパーテーション設置例】





○ 実習場・訓練用機器

- ・ 2方向の窓を開ける等、換気を徹底する
- ・ 消毒液を備え付ける
- ・ 手洗い場に石鹼等を常備する
- ・ 手洗い方法及び消毒方法を掲示する
- ・ ドアノブ、電灯スイッチ、共用設備等の定期的な消毒を実施する
- ・ 器具等のうち人数分整備されているものは共用を避ける
(共用しなければならない器具等は、定期的に消毒を行う)
- ・ 機器の操作部※は使用後、消毒液により清拭する

※ 設備、機械、機器の消毒を行う場合は、取扱説明書を確認し、不明な点があれば機器メーカーに問い合わせる

○ 相談室（就職支援スペース等）

- ・ 外部からの視界に配慮した上で2方向の窓を開ける等、換気を徹底する
- ・ 消毒液を備え付ける
- ・ 消毒方法を掲示する
- ・ 使用後のカウンター、パソコン、ドアノブ、電灯スイッチ等の共用設備の定期的な消毒を実施する
- ・ 就職支援に支障がないようパーテーション（アクリルパネル等）を設置する
- ・ レバー型アタッチメントをドアノブに装着する

【レバー型アタッチメントの設置例】



○ トイレ

- ・ 換気を徹底する
- ・ 消毒液、石鹼等を常備する
- ・ ドアノブ、電灯スイッチ、蛇口レバー等の定期的な消毒を実施する
- ・ 手洗い方法、消毒方法、トイレの使用方法（蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流す等）を掲示する
- ・ トイレにはペーパータオルを設置するか、個人用タオルを持参してもらう。ハンドドライヤー設置は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する
- ・ 照明、蛇口、便器、換気扇において人感センサーが付いている場合は、機能を有効にする

○ 喫煙所

- ・ 利用に当たっての注意事項を掲示する（マスク無しでの近距離での会話を控える、可能な限り短時間の利用に努める等）
- ・ 共有設備等の定期的な消毒を行う
- ・ 椅子を設置している場合は、椅子の間引きを行い、間隔を確保する

○ 休憩室・昼食用スペース

- ・ 黙食を推奨し、黙食のポスターを掲示する
- ・ 2方向の窓を開ける等、換気を徹底する
- ・ 消毒液を備え付ける
- ・ 手洗い場に石鹼等を常備する
- ・ 手洗い方法及び消毒方法を掲示する
- ・ 利用に当たっての注意事項を掲示する（会話を控える、可能な限り短時間の利用に努める等）
- ・ テーブルや椅子、ドアノブ等の定期的な消毒を実施する
- ・ パーテーション（アクリルパネル等）を設置する
- ・ 多人数の利用を避けるため昼食の休憩時間を調整する
- ・ 休憩室では仕切りのない対面の座席配置は避け、椅子の間引き及びレイアウト変更を行う（仕切りがなく対面する場合は、顔の正面からできる限り2mを目安に間隔を確保する）

【食堂におけるパーテーションの設置、黙食ポスター・間引きポスターの掲示例】



【休憩室・昼食用スペースにおける黙食ポスターの掲示・椅子の間引き例】

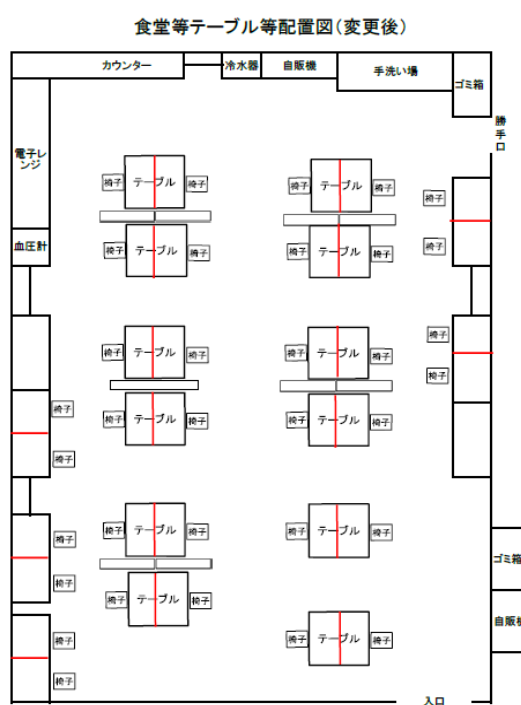
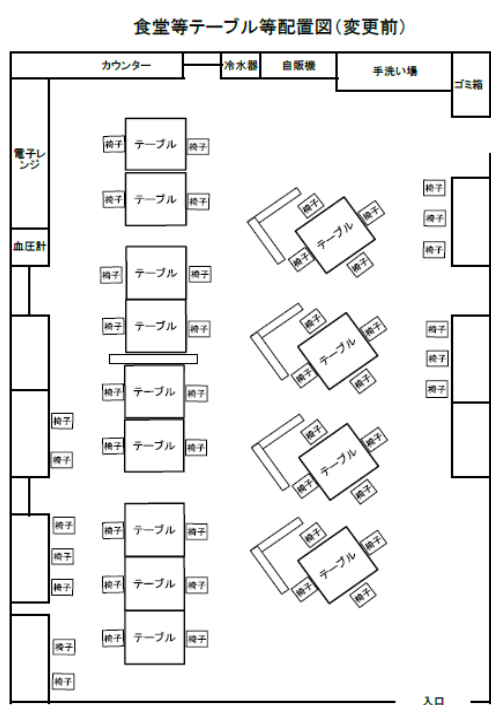


▲黙食のポスター



▲間引きのポスター

【食堂のレイアウト変更例】



※赤線部分にパーテーションを設置

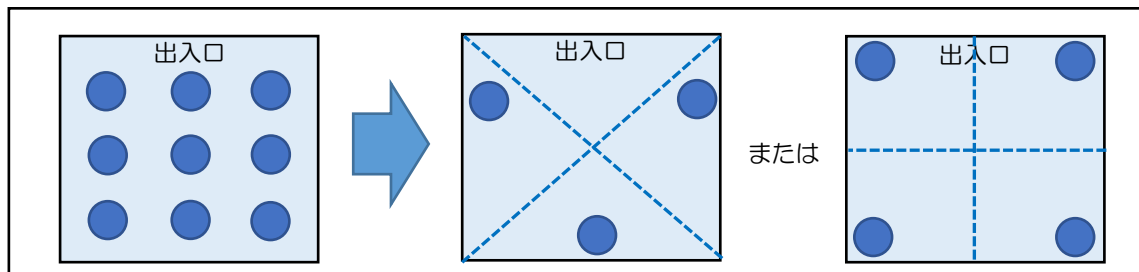
○ 更衣室

- ・ 外部からの視界に配慮した上で、換気を徹底する
- ・ ドアノブ、電灯スイッチ、共用設備等の定期的な消毒を実施する
- ・ 利用に当たっての注意事項を掲示する（マスク無しでの近距離での会話を控える、可能な限り短時間の利用に努める等）

○ 階段・エレベータ

- ・ 階段やエレベータの手すり及び階数ボタンの定期的な消毒を実施する
- ・ エレベータの利用に当たっての注意事項を掲示する（一度に多くの人数が利用しないようにする。健康のため階段の利用を奨励する。）

【エレベータ利用の例】



○ 利用者窓口

- ・ 2方向の窓を開ける等、換気を徹底する
- ・ 利用者窓口のカウンター、入口付近のロビーのテーブル・椅子等の定期的な消毒を実施する
- ・ パーテーション（アクリルパネル等）を設置する

【窓口のパーテーション設置例】



○ 事務室

- ・ 2方向の窓を開ける等、換気を徹底する
- ・ 消毒液を備え付ける
- ・ 消毒方法を掲示する
- ・ ドアノブ、電灯スイッチ、共有設備等の定期的な消毒を行う
- ・ 椅子及び机のレイアウト変更を行う
- ・ パーテーション（アクリルパネル等）を設置する

○ 寮

- ・ 2方向の窓を開ける等、換気を徹底する
- ・ 消毒液を備え付ける
- ・ 手洗い場に石鹼等を常備する
- ・ 手洗い方法及び消毒方法を掲示する
- ・ 食堂、洗濯室、大浴場等の共用設備の定期的な消毒を実施する
- ・ 食堂にパーテーション（アクリルパネル等）を設置する
- ・ 黙食を推奨し、黙食のポスターを掲示する
- ・ 利用に当たっての注意事項を掲示する（食堂、洗濯室、大浴場等の利用をローテーションにする等、一度に多くの人数が利用しないようにする、可能な限り短時間の利用に努める、マスク無しでの近距離での会話は控える等）
- ・ 談話室では仕切りのない対面の座席配置は避け、椅子の間引き及びレイアウト変更を行う（仕切りがなく対面する場合は、顔の正面からできる限り2mを目安に間隔を確保する）

【食堂のレイアウト変更例（椅子の間引き・パーティションの設置含）】



3 訓練実施上における予防措置

ここでは主に訓練を実施する上で取組の参考となる新型コロナウイルス感染症対策について紹介します。

○ 実施方法における対策

(多数の受講者が密集しないための措置)

- ・ 可能な限り受講者間の距離を取り、接触を避けた指導法を実施する
- ・ 実習においては、指導員が行う実習内容をカメラで撮影し、ディスプレイ等で映し、実習機器の周りに訓練受講者が集まらないようにする
- ・ 小グループによるローテーション実施を行う

(飛沫感染を防ぐための措置)

- ・ マスクの着用を徹底し、必要に応じてフェイスシールドを併用する
- ・ 講義、実習においてマイク、スピーカーを使用する

【実習時のポータブル拡声器使用例】



(関連事項) 感染防止対策を実施する上での安全に係る注意事項

- ・ マスクの着用により普段より視界が狭くなる恐れがあることから、人や物への接触に注意する

(対応例)

- ー作業スペースを広くとり、作業スペースや通路等に物を置かない
- ーつまずきや転倒を防止するための段差の解消や注意喚起を行う

- ・ マスクの着用により体温が上昇し熱中症になる恐れがあることから、高温・高湿に注意する。

(対応例)

- ー教室、実習場のこまめな温度・湿度の管理を行う
- ーこまめな休憩、適度な水分補給を行う
- ー体調管理を徹底する（声かけ等）

- 冬場は室温の低下による健康影響がでないよう、上手に換気に取り組む。
(対応例)
 - ー窓の開放による換気を行う際は、暖房器具や空気清浄機を併用しながら、室温及び湿度を18℃以上かつ40%以上に維持するよう努める
- 通常と訓練環境が異なることから、受講者の心理面に配慮する
(対応例)
 - ー実習が指示通りに進まないことへの焦りを感じる受講者がいることを理解する
 - ーコミュニケーションが円滑に取れないことによるストレスを感じる受講者がいることを理解する
 - ーストレスに起因した事故が生じないよう受講者の様子や言動にこれまで以上に注意を払う

4 意識啓発に関する対策

ここでは施設利用者の個別の意識啓発に関する新型コロナウイルス感染症対策について紹介します。

○ 入所時・日々の訓練生活における対策

- ・ 感染予防に係る留意事項の整備と配付を行う
- ・ 日々の訓練生活における行動を指導する
(体調管理(発熱・息苦しさ・強いだるさ・断続的な咳・味覚及び嗅覚の異常の確認等)、体調不良時の報告・相談、消毒・手洗い・マスク着用の励行)
- ・ 発熱等、風邪の症状がある場合は自宅での休養を徹底する
- ・ 施設利用者に対し、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)や各自治体の通知サービス等の利用を呼びかける

○ 留意事項の周知

- ・ 感染予防に係る留意事項を掲示する
- ・ 在職者訓練受講者、施設貸与利用企業等の一時的な施設利用者に対し、事前に感染予防に係る留意事項を周知する
- ・ 受講者等が感染した場合又は感染の疑いが生じた場合の施設への連絡方法等を周知し、施設との連絡を徹底する

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報サイト

- ・ 新型コロナウイルス感染症について(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・ 新型コロナウイルス感染症に備えて(首相官邸)
<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策(内閣官房)
<https://corona.go.jp/>
- ・ 「新しい生活様式」の実践例(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
- ・ 「3つの密」等(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryousoudan.html#h2_1
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」(内閣官房)
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf
- ・ 製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(日本経済団体連合会)
https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/036_guideline2.html
- ・ 新しい生活様式の熱中症予防行動(環境省)
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php#20200621

5 感染疑いがある受講者等が発生した場合の対応

ここでは、訓練受講者がPCR検査を受検することになった場合など感染の疑いが生じた場合の対応について示します。

(1) 検査情報の把握

該当者の体調やタイミングによって、把握できる情報が限られる場合があるが、最低限、次の事項を把握するよう努める。

- ①検査の種類（PCR検査、抗原検査）
- ②検査を受けることとなった経緯（症状発症の場合は発症日時及び病院受診日）
- ③検査日
- ④検査結果判明日（予定日）

(2) 本部報告

本部には上記(1)の事項を報告する。

(3) 連絡体制の確保

該当者や保護者には、検査結果が判明次第、直ちに施設へ連絡を入れてもらうよう依頼する。

6 訓練受講者等に感染者が発生した場合の主な流れ及び留意点

ここでは、前項の「5 感染疑いがある受講者等が発生した場合の対応」により、本部あて報告を行った後、訓練受講者等に感染者が発生した場合の対応について示します。なお、内容につきましては本紙作成時点における基本的な対応を示したものであるため、個々のケースや後の状況により変更される可能性があることにご留意ください。

(1) 感染の把握

訓練受講者等から新型コロナウイルスに感染した旨の連絡があった場合は、現在の症状や医師、保健所からの指示事項等について把握する。また、保健所に対し感染に係る事実確認を取り急ぎ行う。

(留意事項)

- ・事実確認のタイミングで聞けるようであれば、他の受講者に対する説明方法、施設に対する調査時期についても聞いておく。
- ・今後の連絡のため、保健所の担当者の氏名及び連絡先を聞いておく。

(2) 感染者発生に係る本部報告

感染の連絡を受け次第、直ちに本部に対し**電話で報告を行う**。

(留意事項)

- ・訓練時間中に感染の事実を把握した場合は、訓練を中断し臨時休講の措置をとる場合がある。

～臨時休講とする場合の受講者等への伝達内容（例）～

「施設の関係者に新型コロナウイルスの感染者が発生したとの情報が入ったため、安全確認のため臨時休講を行うこと。」

「訓練再開の連絡は施設のホームページに掲載するため随時確認いただきたいこと。ホームページを閲覧できる環境にない方は申し出ていただきたいこと。」

「場合によっては施設から電話等により連絡する可能性があること。施設に登録している連絡先を変更している等、施設からの連絡が取れる状況にない場合は、連絡が取れる番号を改めて登録いただきたいこと。」

(3) 保健所に対する確認

管轄保健所に対しては次の事項について確認を行う。

(保健所確認事項)

- ・濃厚接触者の有無 ・消毒の範囲及び方法
- ・休講措置の必要性、対象範囲及び期間（学生寮の場合にあっては、運営停止の必要性、対象範囲及び期間）
- ・その他感染拡大防止に向けた措置

なお、保健所からは、教室や食堂の配置、マスクの着用状況、換気の状況といった感染対策や該当者の出席状況を聞かれるケースが多いため、スムーズに回答できるよう準備しておく。

(4) ホームページにおける公表

感染者が発生した事実、濃厚接触者の有無、業務の休止・継続、感染防止対策等についてホームページに公表する。

(5) 関係者に対する連絡

ホームページによる公表に加え、必要な関係者に対し連絡する。

(6) 消毒作業の実施

保健所の指示に基づき消毒作業を行う。

(留意事項)

- ・ 消毒液は塩素系漂白剤（0.05%に薄めたもの）、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれるもの（製品評価技術基盤機構ウェブサイト）に製品リストが公開）、消毒用エタノールを使用する。
- ・ 物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れるが、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われている。（厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」）

(7) 業務再開に向けた準備

業務の休止を行った場合については、業務再開に向けた準備をするとともに、業務の再開についてホームページに公表し、関係者へ連絡する。

(参考) 新型コロナウイルス感染症予防に係るチェックリスト

区分	事項	取組内容
施設管理面での予防措置	本館入口	☐ 消毒液の備え付け ☐ 消毒方法の掲示 ☐ 共用設備等の定期的な消毒 ☐ 非接触型体温計の設置 ☐ 感染拡大防止の取組を掲示する
	教室	☐ 換気の徹底 ☐ 消毒液の備え付け ☐ 消毒方法の掲示 ☐ 共用設備等の定期的な消毒 ☐ 椅子及び机のレイアウト変更 ☐ パーテーションの設置
	実習場・訓練用機器	☐ 換気の徹底 ☐ 消毒液の備え付け ☐ 手洗い場における石鹸の備え付け ☐ 手洗方法及び消毒方法の掲示 ☐ 共用設備等の定期的な消毒 ☐ 器工具の共用の低減 ☐ 機器の操作部の清拭
	相談室（就職支援スペース等）	☐ 外部からの視界に配慮した上での換気の徹底 ☐ 消毒液の備え付け ☐ 消毒方法の掲示 ☐ 共用設備の定期的な消毒 ☐ パーテーションの設置 ☐ ドアノブにレバー型アタッチメントの装着
	トイレ	☐ 換気の徹底 ☐ 消毒液、石鹸等の常備 ☐ 共用設備等の定期的な消毒 ☐ 手洗い方法、消毒方法、トイレの使用方法的の掲示 ☐ 照明・蛇口・便器・換気扇における人感センサーの機能の有効化
	喫煙所	☐ 利用に当たっての注意事項の掲示 ☐ 共用設備等の定期的な消毒 ☐ 椅子のレイアウト変更
	休憩室・昼食用スペース	☐ 黙食のポスターの掲示 ☐ 換気の徹底 ☐ 消毒液の備え付け ☐ 手洗い場における石鹸の常備 ☐ 手洗方法及び消毒方法の掲示 ☐ 利用に当たっての注意事項の掲示 ☐ 共用設備等の定期的な消毒 ☐ パーテーションの設置 ☐ 多人数の利用を避けるための措置 ☐ 椅子及び机のレイアウト変更
	更衣室	☐ 外部からの視界に配慮した上での換気の徹底 ☐ 共用設備等の定期的な消毒 ☐ 利用に当たっての注意事項の掲示
	階段・エレベータ	☐ 手すり・階数ボタンの定期的な消毒 ☐ 利用に当たっての注意事項の掲示

施設管理面での予防措置	利用者窓口	☐ 換気の徹底 ☐ 共用設備等の定期的な消毒 ☐ パーテーションの設置
	事務室	☐ 換気の徹底 ☐ 消毒液の備え付け ☐ 消毒方法の掲示 ☐ 共用設備等の定期的な消毒 ☐ 椅子及び机のレイアウト変更 ☐ パーテーションの設置
	寮	☐ 換気の徹底 ☐ 消毒液の備え付け ☐ 手洗い場における石鹸の常備 ☐ 手洗い方及び消毒方法の掲示 ☐ 共用設備等の定期的な消毒 ☐ パーテーションの設置 ☐ 黙食のポスターの掲示 ☐ 利用に当たっての注意事項の掲示 ☐ 椅子及び机等のレイアウト変更
訓練実施上における予防措置	訓練の実施方法における対策	☐ 多数の受講者が密集しないための措置 （身体的距離確保の指導、実習方法のディスプレイを活用した表示、グループの細分化など） ☐ 飛沫感染を防ぐための措置 （フェイスシールドの着用、マイク・スピーカーの活用など）
意識啓発	入所時・日々の訓練生活における対策	☐ 感染予防に係る留意事項の整備・配付 ☐ 日々の訓練生活における行動指導 （体調管理、報告・相談、消毒・手洗い） ☐ 発熱等、風邪の症状がある場合、自宅休養の徹底 ☐ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）等の利用勧奨
	留意事項の周知	☐ 感染予防に係る留意事項の掲示 ☐ 在職者訓練受講者、施設貸与利用企業等へ感染予防に係る留意事項の事前周知 ☐ 感染した場合・感染の疑いがある場合の施設への連絡方法等の周知
感染者発生時の対応	感染者が発生した場合の対応	☐ 感染者が発生した場合の対応手順及び留意事項の把握